

(2) 子育てをめぐる課題

① 切れ目のない子育て支援

平成 30 年に実施したニーズ調査では、平成 25 年調査と比べると、子育てを「少しつらいと感じる」、「つらいと感じる」と回答した保護者の割合は、就学児童は低くなっていますが、就学前児童は 2.4% 高くなっています。また、「子育てを楽しいと感じるか」と「子育てをつらいを感じるか」をクロス集計すると、就学前児童、就学児童とも「子育てを楽しいと感じ、つらいと感じない」と回答した保護者が多数を占めますが、「子育てを楽しいと感じる一方で、つらいとも感じる」と回答した保護者が一定数みられます。(図 68)

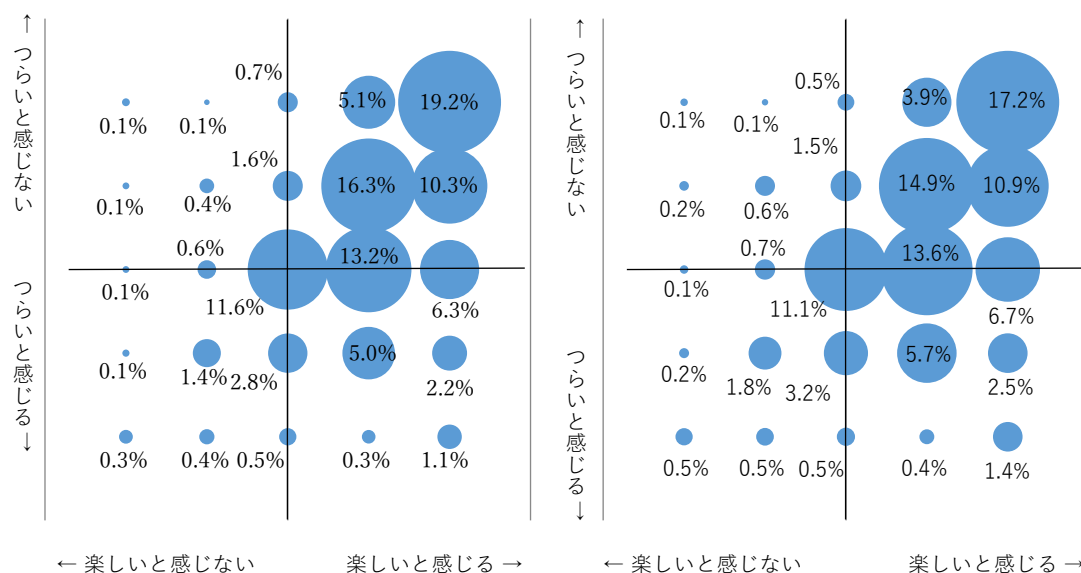
この原因としては、核家族化や地域コミュニティの希薄化などから、子育てが孤立しやすい傾向にあると考えられます。このような孤立を防ぐためには、家族からの支えに加えて、妊娠、出産、子育て、学校教育のすべてのライフステージにおいて、さまざまな人が関わり、福祉と教育が連携し、社会全体で子育てを支援することが必要です。

また、ひとり親家庭、障がいのあるこどもとその家庭、今後さらなる増加が見込まれる外国につながるこどもとその家庭など、それぞれの家庭の状況に応じた個別支援を充実していくことが今後ますます重要になっています。

図 68 子育てについて感じること

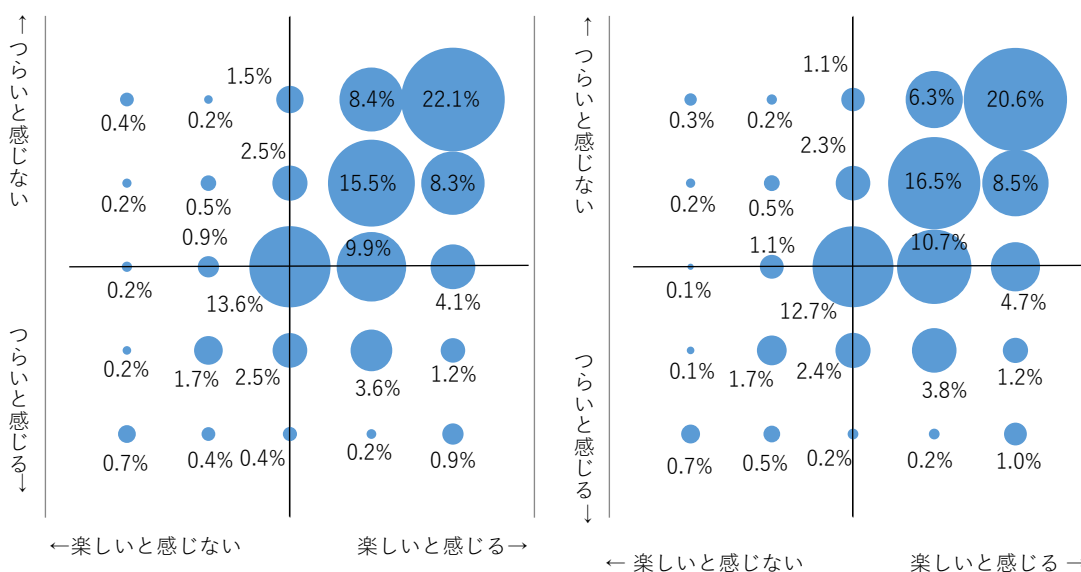
(就学前児童) 平成 25 年調査

平成 30 年調査



(就学児童) 平成 25 年調査

平成 30 年調査



資料：平成 25・30 年大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査

② 保育サービスの充実

ニーズ調査の結果では、就労している母親が増え、また、就学前児童の定期的な保育所等の利用がすべての年齢で増加しています。大阪市では、保育所等における待機児童の解消に向け、その整備等に計画的に取り組んできました。その結果、厚生労働省定義の待機児童数（※）については、平成 31 年 4 月 1 日時点で 28 人と大幅に減少しましたが、保育所等に

入所できず利用保留となっているこどもの数は 2,200 人を超え横ばいの状況です。就業を希望する人が仕事と子育てを共に選択できる環境を整備するため、引き続き保育所整備や保育士の確保等により入所枠の確保を進める必要があります。

また、保育所等はこどもが生活時間の多くを過ごす場所であるため、入所児童の健康の保持・増進や安全で安心な保育の提供に取り組む等、保育の質を確保していく必要があります。

さらに、こどもの病気のときや突発的な預かりなど、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する必要があります。

※ 利用保留児童総数（新規利用申込数から利用決定児童数を差し引いたもの）から、転所希望、育休中、求職活動休止中、特定保育所希望等を理由とする利用保留児童数を除いたものが待機児童数になります。

③ 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

全国的に、児童相談所への相談件数は増加の一途をたどっており、大阪市も同様の傾向にあります。児童虐待は、こどもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合、生命にもかかわります。重大な児童虐待をはじめとして、あらゆる児童虐待を未然に防止することが何よりも大切であり、いざという時には可能な限り早い段階で発見し、迅速かつ適切に対応する体制を一層強化していく必要があります。

大阪市では、すべてのこどもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、こども及びその家庭を支援することを目的に、関係機関が連携して児童虐待対応にあたっています。

こども相談センターは、児童福祉の中核的専門機関として、専門的な知識・技術が必要なケースへの対応を行うとともに、区役所に対する必要な助言や適切な援助を行うほか、24 時間 365 日体制で児童虐待ホットライン等の通告に対応しています。

一方、区役所の子育て支援室は、市民に最も身近な相談受理機関としてこどもの福祉に関する相談を受け支援を行っています。また、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく「要保護児童対策地域協議会」の事務局として調整機関の役割も担っています。

なお、平成 30 年度に開催した大阪市児童虐待防止体制強化会議では、外部有識者等にご参画いただき、さまざまな観点から議論を重ねました。予期せぬ妊娠をした妊婦が誰にも相談できないまま出産する場合がある、行政機関や地域の関係機関の目が届きにくい 4、5 歳児の未就園児が存在するなどの課題への対応や、また、警察とのさらなる情報共有、学校園・保育所等、精神科医をはじめとした医療機関との連携強化を図っていく等の課題を解消するための取組について検討を行いました。

④ 社会的養護体制の強化

親の離婚や虐待など、さまざまな理由により家庭での養育が困難な状況にあるこどもの数が 1,300 人台で推移しており、地域社会において家庭の機能を補い、こどもの養育を支える社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。そのためには、より多くのこどもが里親やファミリーホームによる家庭養育を受けられる環境を整備することが求められています。

また、児童養護施設等においては、被虐待児の割合が高く、こどもの状況に応じたきめ細やかな支援が求められるため、こどもの生活の場である施設機能を充実し、家庭における養育環境と同様の養育環境を実現するため、施設の小規模化等を計画的に推進していく必要があります。

⑤ 安全・安心で子育てしやすいまちづくり

刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向にある一方で、大麻や覚せい剤の使用等により検挙・補導される少年が増えており、また、児童ポルノの検挙件数が増えていることから、家庭や保育所等、学校園、地域、警察などが連携して、こどもや青少年を守る取組を強化し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、平成 30 年度に実施したニーズ調査（就学児童）では、こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じる保護者の割合は減少し、また、大阪府におけるこどもの交通事故発生件数も減少しています。

しかしながら、未だこどもが巻き込まれる交通事故は全国各地で発生し、特に令和元年 5 月には、滋賀県大津市で散歩中の保育園児ら 16 人が死傷するという交通事故が起きていることから、改めて道路上でのこどもの安全確保につながる取組強化が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、次の「基本理念」を本計画の基本的な考え方とします。

こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

2 重視する視点

本計画の策定及び推進にあたって、次に掲げる7つの視点を重視します。

(1) こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。また、こどもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利をもっていることをふまえたうえで、一人ひとりの個性を大切にし、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

(2) すべてのこども・青少年と子育て家庭が対象です

仕事と子育ての両立支援だけでなく、各家庭の状況に応じた個別支援や、一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援など、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

(3) こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

(4) 長期的な視野に立って支援します

こどもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こどもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、育てることができる社会を実現します。

(5) 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・青少年をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多様な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

(6) 仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します

企業や関係機関等と連携し、働き方を見直し、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。

(7) 社会総がかりでこども・青少年をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・青少年は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長していきます。また、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。こども・青少年を健やかにはぐくんでいくため、地域のつながりを一層強め、家庭や学校をはじめ、地域や企業など、社会総がかりで取り組んでいきます。

3 計画がめざす「大阪市のまち像」

本計画の「基本理念」のもと、最終的にめざすまちの状態として、「大阪市のまち像」を設定します。本計画では、この「大阪市のまち像」の達成をめざして、こども・青少年と子育て家庭を対象とした施策を実施します。

計画がめざす「大阪市のまち像」

「人が財産」であることに重点を置いたこども・子育て支援施策を精力的に推進し、
『こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』

1. 笑顔はじけるこども・青少年が、夢をもち、未来を拓くまち

●豊かな学びや体験がこども・青少年の夢をはぐくむ

大都市・大阪がもつさまざまな文化施設等や多彩な人のつながりなどの貴重な財産を最大限に活用し、豊かな学びや体験を通して、こども・青少年が夢をはぐくむことができる。

2. 子育てに安心と楽しさを感じることができるまち

●身近な地域の中で、子育てに必要な情報や仲間が得られ、支援を受けることができる

身近な場所で出産や子育てについて必要な情報や子育ての仲間を得られる環境、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる仕組みが整い、出産や子育てに安心を感じることができる。

●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる

希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、子育てを楽しみ、自らの生活を充実させることができる。

3. こども・青少年や子育て家庭を、みんなで見守り、支えあうまち

●不安や課題を抱える子育て家庭を社会全体で支え、こども・青少年が健やかに育つことができる

地域や関係機関のつながりによって、児童虐待を予防、早期発見・解決する仕組みや気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・青少年を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、健やかに育つことができる。

●安全が守られ、安心して、こども・青少年が社会の中で自立できる

健やかな成長を脅かすさまざまな危険な事象からこども・青少年の安全を守るハード・ソフト両面の仕組みが整い、伸び伸び成長でき、こども・青少年が困難を乗り越えて、社会の中で自立することができる。

4 施策の基本方向

「大阪市のまち像」を実現するために、3つの「基本方向」を設定し、その下に施策・事業を体系的にとりまとめ、取組を進めます。そして、「基本方向」ごとに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定します。

基本方向	めざすべき目標像
基本方向1 子ども・青少年の「生きる力」を育成します	
次代の大阪を担う子どもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができる力をはぐくみます。	■ すべての子どもたちが健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。
	■ 子どもや青少年が、夢や目標を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自立して生きる。
基本方向2 安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します	
自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、子どもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。	■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている。
	■ 各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている。
	■ 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながら子どもを生み、育てることができる。
基本方向3 子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します	
すべての子どもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、子どもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。	■ 重大な児童虐待をはじめあらゆる子どもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや虐待を受けた子どもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。
	■ 子どもや青少年を守る社会的な仕組みが整い、子どもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていく。

＜はぐくみ指標＞

「はぐくみ指標」は、広く市民に向けて、「めざすべき目標像」の計画最終年度（令和 6 年度）の達成状況をわかりやすく示すものであり、客観的に測定できるよう数値化した成果指標としています。

基本方向 1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

☐ 「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合
☐ 「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合
☐ 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答するこどもの割合

基本方向 2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

☐ 子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合
☐ 「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合
☐ 母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合

基本方向 3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

☐ 「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合
☐ 「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合
☐ 社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合 （里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア）

5 重点的に取り組む施策

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」とそれに関連する事業ごとの「施策指標」を設定します。そして、「施策指標」の数値の変化を確認しながら施策の効果を検証し、改善等を図ります。（第5章では参考に施策指標の現状値として平成30年度実績を掲載しています。）

本計画における「重点施策」は、次のとおりです。

1	基本方向 1	乳幼児期の教育・保育内容の充実
2		学力の向上
3		道徳心・社会性の育成
4		健康や体力の保持増進
5		成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実
6	基本方向 2	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実
7		ひとり親家庭への支援の充実
8		障がいのあるこどもと家庭への支援
9		待機児童を含む利用保留児童の解消
10	基本方向 3	安全・安心な保育の提供
11		児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり
12		里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進
13		こどもの貧困対策の推進
14		いじめへの対応
15		不登校への対応
16		若者への自立支援

6 基本施策

「基本方向」ごとの基本施策は次のとおりです。

基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します
(1) こども・青少年が自立して生きる力の育成
施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します
施策2 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します
施策3 社会で共に生きていく力を育成します
施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します
施策5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
施策6 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します
施策7 勤労観・職業観を醸成し、社会的・経済的自立を支援します
施策8 地域における多様な担い手を育成します
基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します
(1) 安心してこどもを生み、育てることができる仕組みの充実
施策1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します
施策2 思春期のこどもの健康を守る取組を充実します
(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実
施策1 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します
施策2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します
(3) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実
施策1 ひとり親家庭への支援を充実します
施策2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します
施策3 長期にわたり療養を必要とするこどもと家庭への支援を充実します
施策4 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します
(4) 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等の充実
施策1 仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します
施策2 保育の質を向上します
(5) こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
施策1 こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します
基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します
(1) 虐待の被害からこども・青少年を守る仕組みの充実
施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します
施策2 虐待を受けたこどもへの支援の仕組みを充実します
(2) 社会的養育を必要とするこども・青少年の養育環境の充実
施策1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します
施策2 こどもの権利擁護の取組を推進します
施策3 家庭支援及びこども・青少年の自立支援の仕組みを充実します
(3) こどもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実
施策1 こどもの貧困対策を推進します
施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します
施策3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
施策4 こども・青少年が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります
施策5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項として、「提供区域の設定」、「量の見込みと提供体制の確保」を定めるよう求められています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区（24区）を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

事業等		提供区域
就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）		
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区
地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業	行政区
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区
7	病児・病後児保育事業	市全域
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業 （子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）	市全域

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保

各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容については、次のとおりです。なお、提供区域ごとの量の見込みと提供体制の確保の内容については、別冊資料に掲載しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（大阪市全体）

（単位：人）

		量の見込み			確保の内容		
					教育・ 保育施設	地域型 保育事業	合計
令和 2 年 度	1号	15,488	幼稚園 利用 児童計	26,777	38,353		38,353
	2号	教育利用	11,289				
		保育利用					
	3号			30,747	38,902		38,902
令和 3 年 度	1号	15,049	幼稚園 利用 児童計	26,017	38,353		38,353
	2号	教育利用	10,968				
		保育利用					
	3号			31,449	39,463		39,463
令和 4 年 度	1号	14,706	幼稚園 利用 児童計	25,424	38,353		38,353
	2号	教育利用	10,718				
		保育利用					
	3号			32,106	39,667		39,667
令和 5 年 度	1号	14,481	幼稚園 利用 児童計	25,037	38,353		38,353
	2号	教育利用	10,556				
		保育利用					
	3号			32,660	40,075		40,075
令和 6 年 度	1号	14,381	幼稚園 利用 児童計	24,860	38,353		38,353
	2号	教育利用	10,479				
		保育利用					
	3号			33,272	40,255		40,255
				29,359	28,824	4,211	33,035

※ 「2号（教育利用）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。「2号（保育利用）」は、それ以外のこどものことです。

(年齢別内訳)

量の見込み

(単位：人)

	1号＋2号（教育利用）				2号（保育利用）				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	7,905	9,283	9,589	26,777	10,562	10,257	9,928	30,747	4,383	10,975	11,043	26,401
令和3年度	7,691	8,932	9,394	26,017	10,662	10,508	10,279	31,449	4,610	11,230	11,468	27,308
令和4年度	7,766	8,634	9,024	25,424	11,020	10,592	10,494	32,106	4,809	11,532	11,600	27,941
令和5年度	7,646	8,697	8,694	25,037	11,134	10,946	10,580	32,660	5,041	11,797	11,817	28,655
令和6年度	7,587	8,545	8,728	24,860	11,304	11,053	10,915	33,272	5,284	12,103	11,972	29,359

保育利用率

(単位：人)

		2号（保育利用）				3号			
		3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度		52%	50%	49%	51%	20%	51%	54%	42%
令和3年度		53%	52%	51%	52%	21%	53%	55%	43%
令和4年度		54%	54%	53%	53%	22%	54%	56%	44%
令和5年度		55%	54%	54%	54%	23%	56%	57%	45%
令和6年度		56%	55%	55%	55%	24%	57%	58%	46%

確保の内容

(単位：人)

	1号＋2号（教育利用）				2号（保育利用）				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,638	13,081	13,183	38,902	6,297	11,405	13,344	31,046
令和3年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,825	13,270	13,368	39,463	6,455	11,695	13,583	31,733
令和4年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,893	13,338	13,436	39,667	6,551	11,853	13,727	32,131
令和5年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,029	13,474	13,572	40,075	6,622	12,050	13,920	32,592
令和6年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,089	13,534	13,632	40,255	6,702	12,241	14,092	33,035

認定こども園への移行にかかる計画で定める数

認定こども園への移行促進のため、提供区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員数が量の見込みとして必要とされる利用定員数を超えていたとしても、次の範囲で認可・認定をすることができます。

(単位：人)

市全域での合計	1号	2号	3号
	1,230	1,120	520

地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）

（１）延長保育事業（時間外保育事業）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが高まっていることから、就労と子育てなどを両立できる環境を整備します。

【こども青少年局】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	16,696	17,251	17,696	18,134	18,565
確保の内容	人	20,340	20,789	20,998	21,294	21,491

（２）児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業

児童いきいき放課後事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○			

市内全市立小学校区において、学校と地域との協力のもとに、大阪市内に居住するすべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、さまざまな体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を生かすとともに、自立性、創造性、社会性などをはぐくむことで児童の健全育成を図ります。障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるような環境整備を図ります。

【こども青少年局】

留守家庭児童対策事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○			

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
	確保の内容	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
高学年	量の見込み	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
	確保の内容	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827

※上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

(留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
	確保の内容	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
高学年	量の見込み	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177
	確保の内容	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177

(3) 子どものショートステイ事業(子育て短期支援事業)

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
確保の内容	人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227

(4) 地域子育て支援拠点事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

地域子育て支援センター、つどいの広場において、保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	469,506	463,706	453,085	445,231	437,751
確保の内容	か所	141	141	141	141	138

(5) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
	確保の内容	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
2号認定	量の見込み	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
	確保の内容	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365

1号認定：幼稚園や認定こども園を利用する1号認定（相当）のこどもの不定期的な利用

2号認定：保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどもの定期的な利用

(6) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898
確保の内容	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898

(7) 病児・病後児保育事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また、保護者の仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合にこどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360
確保の内容	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協働の子育て支援を通じて、地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	量の見込み	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
	確保の内容	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
学童期	量の見込み	人日	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
	確保の内容	人日	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
各区子ども・子育てプラザにて実施							

(9) 利用者支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	24	24	24	24	24
確保の内容	か所	24	24	24	24	24
各区1か所ずつ設置						

(10) 妊婦健康診査

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援します。

【こども青少年局】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	23,986	24,086	24,002	24,090	24,212
	健診回数	277,694	278,781	277,769	278,727	280,076
確保の内容	実施場所	協力の得られた医療機関・助産所				
	実施体制（人）	—				
	検査項目	国の示す標準検査項目				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや発症や児童虐待の可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。

【こども青少年局】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	19,854	19,938	19,865	19,939	20,049
確保の内容	実施場所	各区保健福祉センター				
	実施体制（人）	—				
	委託団体等	委託事業者				